

2022年4月1日現在

商 品 名	通知預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはございません。（ただし、お預入れ日を含め7日間の据置期間が必要です。）
預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	1万円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	解約時に一括して払戻いたします。（ただし、解約する日の2営業日前までに通知が必要となります。）
利 息	
適 用 利 率	お預入れ時の利率を適用いたします。
利 払 方 法	解約時（払戻時）に一括してお支払いいたします。
計 算 方 法	付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方は、源泉分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）法人は総合課税となります。</li> <li>・2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が付加されています。</li> <li>・2016年1月1日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。</li> </ul>
付 加 で き る 特 約 事 項	個人の方はマル優をご利用いただけます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	据置期間内にご解約する場合は、解約日における「普通預金」利率によってお利息を計算し、元金とともに払戻いたします。
利 率 情 報 の 入 手 方 法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）